

**令和 8 年度井笠圏域振興協議会結婚推進事業企画及び運営業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

井笠圏域の 3 市 2 町（笠岡市，井原市，浅口市，里庄町，矢掛町）において，結婚を希望する独身者を対象に，安心して参加できる出会いと交流の機会を創出するとともに，実生活で役立つスキルや結婚への意識向上に繋がる学びを提供する。

併せて，出会いの機会の提供にとどまらず，結婚に向けた継続的な行動ができるよう，必要に応じた支援を行うことで，井笠圏域における婚姻数の増加及び結婚を契機とした定住人口の増加を図り，将来的な少子化対策にも資する持続的な結婚推進を目指す。

本要領は，上記業務委託に係る相手方となる事業者の選定にあたり，公募型プロポーザルの実施方法等，実用な事項を定めるものとする。

2 業務概要

（１）業務名称 井笠圏域振興協議会結婚推進事業企画及び運営業務

（２）業務内容 婚活イベント・婚活セミナー各 1 回の企画立案及び実施運営

※令和 8 年度井笠圏域振興協議会結婚推進事業企画及び運営業務仕様書（以下，「仕様書」という。）を参照

（３）業務期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（４）実施方式 公募型プロポーザル方式

（５）履行場所 笠岡市内

3 提案上限額 594,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 スケジュール

公募の開始	令和 8 年 7 月 1 5 日（水）
質問受付期限	7 月 2 3 日（木） 1 7 時 1 5 分
質問回答（ホームページに掲載）	7 月 2 9 日（水）
参加申込の受付締切	8 月 5 日（水） 1 7 時 1 5 分
企画提案書等提出期限	8 月 1 9 日（水） 1 7 時 1 5 分
プレゼンテーション審査	8 月 2 7 日（木）
審査結果通知日	8 月 2 8 日（金）（予定）
契約の手続き	9 月上旬予定

5 参加資格

次のすべての項目に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募開始日から契約締結日まで、井笠圏域 3 市 2 町（笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町）の競争入札参加資格等指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 本業務に関し、各種法令に基づく必要な許可、認可、免許等を受けていること。
（業務の一部を再委託する場合は、再委託先が当該許認可等を受けていること。）
- (5) 民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人やシルバー人材センター、その他の法人又は法人以外の団体等であり、かつ、宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 賦課されているすべての税（国税、都道府県税、市区町村税）を滞納していないこと。
- (7) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (8) 本業務と同種又は類似の業務を処理した実績を有していること。
- (9) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと。

6 プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和 8 年 7 月 15 日（水）から令和 8 年 8 月 19 日（水）17 時 15 分まで

(2) 交付方法

笠岡市公式ホームページ内のプロポーザル案内ページから様式をダウンロードすること。

7 質問回答

本業務の企画提案及び手続に疑義がある場合は、次のとおり期間を設けて質問を受け付け、後日回答する。

(1) 質問方法

電子メール「質問・回答書（様式 1）」（Word 及び PDF データを添付）

・宛先

井笠圏域振興協議会結婚推進事業部会 事務局（笠岡市政策部企画政策課）

kikakuseisaku@city.kasaoka.lg.jp

・メール件名は次のとおりとする。

「【質問・回答書提出】令和８年度井笠圏域振興協議会結婚推進事業企画及び運營業務」

- ・メール本文に「商号又は名称，連絡担当者所属，担当者氏名，電話番号」を明記すること。
- ・メール送信後，必ず電話により到達確認を行うこと。提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

(2) 質問締切

令和８年７月２３日（木）１７時１５分

(3) 回答方法

提出された質問は，回答日までに全参加者へメールで回答し，笠岡市公式ホームページ内に掲載する。ただし，質問内容によっては回答しない場合がある。

(4) 回答日

令和８年７月２９日（水）

(5) その他

質問事項に対する回答をもって，本実施要領等の補正をしたものとする。

8 参加申込手続

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望し，「５ 参加資格」の要件を満たす者は，次のとおり提出期限までに参加申込手続を行うこと。

(1) 提出期限

令和８年８月５日（水）１７時１５分まで（時間厳守）

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出書類

①参加申込書（様式２）

※押印必要

②法人に関する調書（様式３）

③委任状（様式４）

※本社が支店・営業所へ参加申込書の提出や契約等の業務を行う権限を委任する場合

(4) その他

参加申込書を提出した者のうち，参加資格を満たしていないと判断した場合，個別に通知を行う。

(5) 提出先 〒714-8601 岡山県笠岡市中央町 1-1

井笠圏域振興協議会結婚推進事業部会 事務局（笠岡市政策部企画政策課）

(6) 提出部数 １部

9 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者のうち、審査会への参加を希望する場合、次のとおり企画提案書等を提出すること。

なお、提出書類は、漏れの無いよう全て揃えて提出すること。

(1) 提出期限 令和8年8月19日(水) 17時15分まで(時間厳守・郵送の場合は必着)

(2) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合、表面に「井笠圏域振興協議会結婚推進事業企画及び運営業務プロポーザル企画提案書在中」と記載すること。

(3) 提出書類

①参加表明書(様式5)

②企画提案書(任意様式: 婚活イベント・婚活セミナーごとに作成すること)

企画提案書に記載すべき事項については、次のとおりとする。

- ・事業全体の業務実施体制(業務の取組体制図など)
- ・業務に関する内容を表記したもの

※婚活イベント、婚活セミナー、業務進行に関するスケジュール表、広報、集客、独自の提案などについて明記すること。

- ・目標値の提示

- ・本業務に関する見積書、見積書内訳明細書

※委託料の上限額を超える見積書を提出したものは選定しない。

※提案内容と見積内容に著しい不整合がある場合には、選定しないことがある。

※提案内容に示された業務に係る経費の内訳(数量等を含む)がわかるように作成すること。

③会社概要(パンフレット可)

④予定責任者の経歴等調書(様式6)

⑤過去5年間の婚活イベント・婚活セミナー実施実績書(任意様式)

⑥国税、都道府県税及び市区町村税に未納がない証明

※企画提案書は仕様書を熟読の上、作成すること。また、仕様書に記載のある資料等については漏れの無いよう提出すること。

(4) 企画提案書の企画

- ・用紙サイズは、A4判に両面印刷とし、縦・横の選択は自由とする。ただし、資料の作成上、A3判を利用したほうが確認しやすい場合は、A3判の利用も可とする。
- ・本文フォントサイズは11pt以上とする。ただし、ルビ振りはその限りではない。
- ・企画提案書のページ数は問わない。
- ・企画提案書説明補完のために写真やイラストを使用することは可とする。

(5) 提出部数

正本1部, 副本6部 (副本は, 上記①～⑥を番号順に6部提出すること。)

(6) 提出先

〒714-8601 岡山県笠岡市中央町 1-1

井笠圏域振興協議会結婚推進事業部会 事務局 (笠岡市政策部企画政策課)

10 審査会

企画提案書のプレゼンテーションを実施し, 審査委員会が当該事業に最も適した最良の提案をしたものを本事業の受託候補者として選定する。

(1) 開催 令和8年8月27日(木)

※時間と場所は後日通知予定

(2) 所要時間 1提案者につき25分以内とする。

※提案者からの説明15分以内, 審査委員からのヒアリング10分以内

(3) プレゼンテーション順 提案受理の順

(4) その他

- ・プレゼンテーションへの出席者は, 2名以内とする。
- ・プレゼンテーションに際しては, 提出した企画提案書と同じデータのみを使用すること。また, プレゼンテーション時の追加資料の提出は認めない。
- ・パソコンの持込は可とする。事務局のプロジェクター, HDMI ケーブルを使用可。
- ・出席できない場合は, 企画提案参加の意思がないものとみなす。

11 評価基準及び選考方法

(1) 選考は, 井笠圏域振興協議会結婚推進事業担当者と構成した審査委員会を実施する。審査委員会は非公開とする。

(2) 審査は別添の評価基準に基づき, 企画提案書, プレゼンテーション等の審査により行う。

(3) 審査の結果, 評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし, その他の者は, 評価点の高い順に第2位交渉権者以下の順位を決定する。

(4) 評価点の合計が同点の場合は, 審査委員会の協議により順位を決定する。

(5) 評価点が6割を下回る者は, 交渉権者として選定しない。

(6) 参加者が1者であっても, 評価点6割以上であれば随意契約の交渉を行う。

(7) 次の事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- ・定められた期限までに参加申込がされていない者
- ・参加資格に合致しない者
- ・提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者
- ・提出書類に虚偽の内容が記載されている者

- ・プレゼンテーション審査に参加しなかった者
- ・審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
- ・見積書の金額が見積限度額を超えている者
- ・その他、審査委員会において不適切と判断された者

12 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定後、審査会に参加した全員へ次のとおり通知する。

(1) 通知 令和8年8月28日(金)(予定)

(2) 通知内容

- ①通知する者の得点
- ②その他参加者(名称の無い状態)の得点一覧
- ③優先交渉権の有無

(3) 通知方法

参加申込書に記載したメールアドレス又はFAXにて通知を行う。併せてホームページに掲載する。

(4) その他

選考結果等に関する異議等は一切受け付けない。

13 提出書類について

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、笠岡市情報公開条例に基づき対応するため、第三者に開示する場合がある。

14 契約手続

(1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結することとする。

(2) 事務局と本委託契約の交渉をする者は、指定する期限までに下記の書類を提出するものとする。

- ・国税納税証明書
- ・岡山県税納税証明書(県外の事業者の場合は、所在地の都道府県の納税証明書)
- ・笠岡市税納税証明書(市外の事業者の場合は、所在地の市町村の納税証明書)
- ・許認可証等の写し(行政庁の許認可等が必要な提案を行った場合)
- ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

(3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできないものとする。

- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、笠岡市個人情報の保護に関する法律施行条例、笠岡市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則、笠岡市情報セキュリティポリシーに基づきの規定に基づきこれを適切に取り扱う必要がある。
- (5) 本業務を遂行するにあたり、選定された企画提案書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく、受託者と協議をして変更できるものとする。
- (6) 契約に際し、受託者から契約保証金を徴収する。契約保証金は、笠岡市契約規則第28条第1項の規定により契約金額の100分の10に相当する額（算出額に1,000円未満の端数が生じる場合は切り上げ）とし、受託者は、納付通知を受けた日から14日以内に納入するものとする。ただし、同条第3項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部を減免する。
- (7) その他契約に関する条項は笠岡市契約規則によるものとする。

15 その他留意事項

- (1) プロポーザルに要した資料作成などの費用については、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を事務局に請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。
- (3) 企画提案書の著作権は作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより事務局が無償で使用できるものとする。

16 担当部署及び問い合わせ先

井笠圏域振興協議会結婚推進事業部会

事務局：笠岡市政策部企画政策課（担当：小寺）

住 所：〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1

T E L：0865-69-2110

F A X：0865-63-0228

E-mail：kikakuseisaku@city.kasaoka.lg.jp